

## ⊘ 違反是正

### 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部の概要

奥州金ヶ崎地域は岩手県の内陸南部に位置し、奥州市と金ヶ崎町で構成されています。

地域中央を北上川が流れ、北上川西側には胆沢扇状地があり、水と緑に囲まれた散居のたたずまいが広がっています。北上川東側には、北上山地につながる田園地帯が広がり、東端部には種山高原、阿原山高原が連なり、地域全体が緑あふれる豊かな自然に恵まれています。

奥州市水沢は、シーボルトの内弟子で江戸後期の蘭学者「高野長英」、内務大臣等を歴任し関東大震災後には帝都復興院総裁として東京の復興計画を立案した「後藤新平」、2.26事件で凶弾に倒れた第30代内閣総理大臣「齋藤實」を輩出しています。

最近では、MLBロサンゼルス・エンゼルスに所属している二刀流「大谷翔平」選手の出身地として注目されています。

# 二刀流消防の違反是正 ～優しい消防と闘う消防～

奥州金ヶ崎行政事務組合水沢消防署 査察調査係長兼消防本部予防課主査 高橋 篤



前沢牛、江刺りんご、江刺金札米、金ヶ崎アスパラ等、美味しい食べ物もたくさんありますので、一度「おらほさ来てけらい。」

(「奥州金ヶ崎地域に来てください。」の意味)

当本部の管轄面積は1,173km<sup>2</sup>、管轄人口は平成30年5月31日現在133,611人です。

1本部、2署、4分署、1分遣所、職員170名の組織体制で地域の安心・安全を担っています。

## 予防・査察体制の概要

予防業務の体制は、本部予防課に「予防係」、「査察係」、「危険物保安係」、水沢消防署に「予防指導係」、「査察調査係」、「危険物係」、江刺消防署に「予防係」、「危険物係」、各分署に予防担当者を配置し立入検査、消防同意、危険物許認可事務等を行っています。

査察体制は管内防火対象物約5,700件を用途、規模及び消防法令違反の内容により、火災危険の高いものほど頻繁に立入検査するよう6つのレベルに区分し、計画的に実施するほか、査察担当者は庶務・消防救助・救急・予防の担当事務を処理し、火災・救急・救助等の災害発生時は警防業務にも従事します。また、救命講習、消防団へのポンプ操法指導等「二刀流を超える」業務を担っています。

## 重大違反対象物のフィルタリング

当本部では、立入検査を実施し法令違反が確認された場合、相手方に結果を通知し文書による是正の計画や報告を求めています。

積年の違反対象物の関係者からは、「予算がつき次第」、「来年度設置を計画している」などの、のらりくらりと指導をかわされている状況でしたが、平成32年4月に公表制度運用開始を予定しており、重大違反対象物の是正が急務であるため、もう一步踏み込む必要性がありました。

そこで、平成29年4月1日現在約50件存在していた重大違反対象物を以下の内容について再確認・再検討しました。

- ①違反条項は何か
- ②違反の原因は何か

③是正方法はいくつありどのようなものか

④適切な是正方法は何か

検討結果を表にまとめ、是正方針を明確化し、本部予防課と実務を担当する署で情報を共有しました。

この作業で消防法施行令第32条の適用、建物切離し等、是正方法により区分A(特例可能なもの)、区分B(容易に建物を切離せる等により是正可能なもの)、区分C(設備を設置させるか違反処理するもの)の3つに分類しました。

区分Aには特例申請を働きかけ、区分Bには具体的な方法を示し、工程を明らかにさせ是正に導きました。

このことにより重大違反対象物の件数は半減しましたが、平成29年度上半期において区分Cは1件の是正にとどまりました。

## 転機になった実務研修の見学

平成29年9月、東京都港区虎ノ門において消防庁予防課が行った「平成29年度違反是正の推進に係る実務研修【区分A】の事前研修」を本部査察係長と私が見学できる機会に恵まれました。

平成28年度から違反処理関連の図書購入や予防広報講習会等を受講した者が伝講会を行ったことにより、違反処理への理解が職員の中で深まりました。

そして、行政指導では是正できないのであれば、「適切に権限を行使しなければならない」という機運も高まり、当本部の違反是正に対する意識改革が起きつつありました。

そうしたタイミングで行われた研修では、違反是正支援アドバイザーの講義、具体的な事案への助言、第一総合法律事務所國重弁護士への質疑応答等、実務で必要なものを見学できました。

参考書を読込み自信はあったものの、少なからずあった未知の業務への不安がこの見学によって払拭され、私たちにもできるという確信に変わりました。

「違反処理」へのシフトチェンジが加速度的に進みました。

# ⊘ 違反是正

## 違反是正委員会の立上げ

さらに、当本部では担当者だけでは多数ある重大違反に優先順位をつけ、違反処理へ移行する判断が難しいのではないかと考え、本部予防課を事務局とした各所属の予防担当者による「防火対象物違反是正委員会」という機構を立上げました。

委員会は担当者を組織全体でバックアップし、違反処理へ移行する場合だけでなく、多角的な検討を加え、その結果を署長に報告するかたちをとっています。

署長はその報告により違反処理の是非を判断することになります。

定例会は2か月に1回開催し、違反処理移行に係る協議だけでなく各所属の進捗状況を確認します。

また、突発的な重大違反事案に対応できる臨時会も開催でき、フレキシブルな機構となっています。昨年度はスプリンクラー設備未設置を確認した際、速やかに臨時会を開催し警告した事案がありました。

委員会の設置により担当者一人に責任が集中することなく、違反処理への後押しができることになりました。

特筆すべき事例ではありませんが、今回は当本部初の警告事例、命令事例を紹介します。

## 警告事例

消防同意で自動火災報知設備及び誘導灯の

設置を指示していたにもかかわらず未設置であったものです。

### (1)防火対象物の概要

用途 物品販売業を営む店舗(4)項  
構造 軽量鉄骨造一部木造  
階数 地上2階建て  
延べ面積 410㎡

### (2)消防法令違反事項

- 屋内消火栓設備未設置  
(1階、2階ともに無窓階)
- 自動火災報知設備未設置
- 2階誘導灯未設置

### (3)立入検査の経過

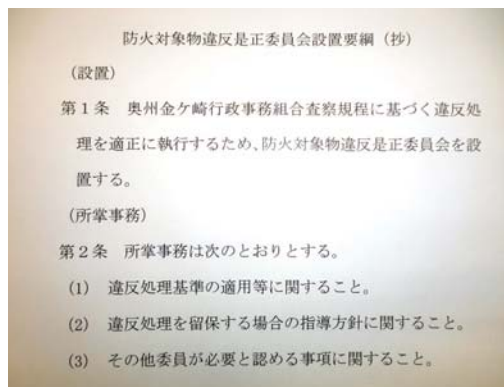
年月	内容
H20.11	立入検査(主な違反事項) (1)1階(無窓階)屋内消火栓設備未設置 (2)自動火災報知設備未設置 是正(計画)報告書 (1)「開口部前の商品を撤去し、普通階とします。」 (2)「業者に設置を依頼します。」
H25.12	立入検査 主な違反事項は同じ。 是正(計画)報告書 H20.11と同じ報告内容
H26.11	立入検査 主な違反事項は同じ。 是正(計画)報告書未提出
H27.6	立入検査 主な違反事項は同じ。 是正(計画)報告書は提出されたが、設備設置について言及なし。
H28.5	立入検査 主な違反事項は同じ。 是正(計画)報告書 H20.11と同じ報告内容
H29.5	立入検査 主な違反事項は同じ。 是正(計画)報告書は提出されたが、設備設置について言及なし。

### (4)違反処理の経過

「防火対象物違反是正委員会」から違反処理に移行することが相当であるとされ、当組合査察規程に基づき、署長判断による違反調査実施の指示がありました。

最初に土地及び建物登記事項証明の交付依頼を管轄法務局支局に行いました。建物は登記されておらず、土地所有者は隣地住人でした。

そこで、市役所担当課に土地・家屋名寄帳兼課税台帳(以下「課税台帳」という。)の交付を



委員会設置要綱(抄)

依頼し、所有者を確認したところ、立入検査で把握していた所有者と同一でした。

その後、店長立会いで実況見分を実施しました。未申請増築があり消防同意図書と相違があることから実測して図面を作成しました。また、開口部に柵や商品があり、無窓階であった場合、屋内消火栓設備の設置義務があるため、有効開口部の確認を慎重に行いました。

そして、今後関係者とコンタクトできない可能性も考えられることから、質問調書は建物所有者の確認等、最低限必要な情報を聴取し、現場で作成しました。

長年にわたる違反であったため、違反調査翌日に所有者が来署し「今までこんなことはされていない。」「何のためにこんなことをするのか。」とかなり強い口調の質問を受けました。

以前、違反是正支援アドバイザーから「違反処理に反応する関係者は是正する可能性が高い。30分黙って話を聞いてみなさい。」とアドバイスを受けていたため、焦ることなく冷静に対応することができました。

所有者が「言いたいことは言ったから帰る。」とイスから立ったときに時計を見ると、来署してからちょうど30分でした。

#### (5)是正

警告書交付後、計画査察や各種現地確認の帰署途上に2回、3回と顔を出し指導を重ねたところ、見積書の取得や普通階への改善等の積極性が見られるようになりました。

開口部前の柵や商品を撤去しましたが、違反調査時に床面から開口部の下端までの高さが1.2mを超えているのを確認していました。

是正策として不燃材料で造った踏み台を設置させ、普通階となったことで屋内消火栓設備の設置義務はなくなりました。

自動火災報知設備及び誘導灯は警告履行期限前に設置しました。

#### (6)感想

建物登記がされておらず、所有者の特定でつまづきかけましたが、実務研修での國重弁護士による質疑応答の内容や違反是正支援センター

のホームページにある「教えて！違反処理のこと」の「違反処理における名宛人」を参考にし、課税台帳を取得しました。

このことによって平成29年1月1日時点の所有者を特定することができ、その補完のため質問調書でさらに所有者を確認しました。

建物は登記されていないことがあるため、公的資料の取得については次善の策を用意しておく必要があると認識した事例でした。

### 命令事例

平成10年に未申請増築(延べ面積300㎡以上)を確認したものです。

#### (1)防火対象物の概要

用途 旅館(5)項イ  
構造 木造  
階数 地上2階建て  
延べ面積 331㎡

#### (2)消防法令違反事項

- ・自動火災報知設備未設置
- ・誘導灯未設置

#### (3)立入検査の経過

年月	内容
H10.12	立入検査(主な違反事項) (1)自動火災報知設備未設置 (2)誘導灯未設置 是正(計画)報告書未提出
H11.6	立入検査 主な違反事項は同じ。 是正(計画)報告書未提出
H12.7	〃
H17.9	〃
H19.7	〃
H24.5	立入検査 主な違反事項は同じ。 是正(計画)報告書 「予算がついた頃、設置します。」
H28.7	立入検査 主な違反事項は同じ。 是正(計画)報告書未提出
H29.5	立入検査 主な違反事項は同じ。 是正(計画)報告書未提出

#### (4)違反処理の経過

家族経営の旅館で所有者は90歳代、実際に経営している管理者も70歳代と高齢でした。

今まで「国体が終了したらやめる。」(平成28年

## ❌ 違反是正

に岩手県で国体が開催されていました。)、国体終了後は「あと5年で営業をやめる。」等の回答で出口の見えないやりとりを継続していました。

違反処理に移行し、質問調書を作成する際の回答にも是正する意思はありませんでした。

警告書を交付した後も関係者が是正に動く気配が無く推移していたものの、2週間が過ぎようとしていた頃、是正に向けてキーパーソンとなる所有者の孫と面接できました。

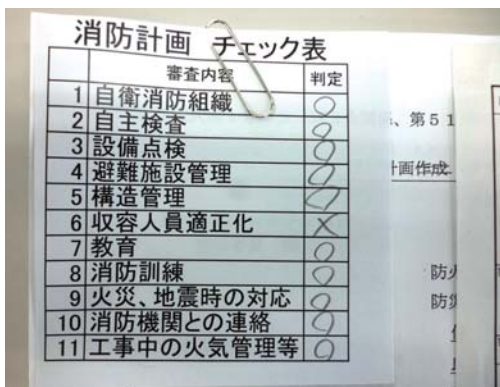
管外居住者ですが前年の10月にこの対象物に消火器を設置した際に中心となって動いていた人物でした。

2週間に1回ほど帰省する度に、このキーパーソンを交えて法令違反の内容・是正方法を指導しました。

相手方は「設備設置」のほかに「廃業」、「建物の取壊し」、「用途変更」、「減築による特定小規模自動火災報知設備設置」といった是正に係る選択肢をいくつか示したものの、明確な動きがなくただ時間だけが過ぎていました。

履行期限が近づき今後の流れについて説明すると、このキーパーソンが自動火災報知設備及び誘導灯未設置の危険性を理解したようで、関係者を強く説得し「設備設置」という方針になりました。

しかし、当本部は設置届を留保条件としていましたので、是正意思は確認できたものの爾々と消防法第17条の4第1項に基づく命令(以下「設置命令」という。)を行いました。



消防計画 チェック表		判定
審査内容		
1	自衛消防組織	○
2	自主検査	○
3	設備点検	○
4	避難施設管理	○
5	構造管理	○
6	収容人員適正化	×
7	教育	○
8	消防訓練	○
9	火災、地震時の対応	○
10	消防機関との連絡	○
11	工事中の火気管理等	○

消防計画チェック表

それまで「標識なんて誰も見ない。」「貼られてもどうってことない。」と強がっていた関係者でしたが、実際標識を貼ると顔色が変わってきました。

### (5)是正

設置命令後は大きな問題もなく、履行期限前に消防法施行令第21条に基づく無線式の自動火災報知設備及び誘導灯を設置しました。

### (6)感想

警告履行期限前には是正意思を示しましたが、火災危険に変化はないことから設置命令を行うこととしました。

事前起案が認められている本部もあるようですが、当本部の査察規程では現地確認後、違反調査報告を起案し、設置命令することになっていきますので、その時間的ロスを少なくしようと試みました。

今回は現地確認後3日で命令しましたが、さらに短縮する必要があります。

また、是正意思のない関係者でもあきらめずキーパーソンを探ることが大切であることを確認しました。

## 違反処理を実施してみた

何年、何十年と続いた重大違反を次々に是正させることができ、「適切に権限を行使すること」の凄さを実感しています。

是正した対象物にあっては「毎年立入検査」を実施し、関係者も「同じ内容の是正報告」を提出するという負の連鎖から抜け出すことができました。

平成29年度は違反処理後、関係者に見積書を数社からとるよう指導しました。そうしたことで噂が広がり、行政指導後速やかに自動火災報知設備を設置した者や法人所有の違反対象物に警告を行ったところ、関係する他の違反対象物も早期に是正した例がありました。

設置命令は、規制(基準)行政であり積極的に言うことが望まれています。

設置基準(用途・面積等)は法令上明確で建物登記や課税台帳にも記載されています。

300有余年の歴史を持つ  
日高火防祭(提供:一般  
社団法人奥州市観光物  
産協会)



違反調査等でそれらを確認し、必要な消防用設備等が未設置であれば自信を持って権限を行使することができます。

平成30年度、当本部は現在ある特定重大違反対象物を「是正させる」又は是正できなければ「命令」することを目標に業務管理を行っています。

### 地方の消防本部でもできる

昨今の自治体財政難により人員増が見込まれない中、通常業務のほか、環境変化により急増している自然災害への対応、大規模災害時の緊急消防援助隊等、消防に求められているものが多様化・専門化しています。

昨年度は重大違反対象物の多さをマイナスと捉えるのでなく、違反処理を「経験できるチャンスつまりプラスである」と考えました。

そして違反処理するためには「私たちにないものを望むより、私たちが持っているもの、私たちの武器は何であるか」を探究しました。

当本部の武器は「二刀流を超える」業務をこなすことによって培った「柔軟な対応力」でした。

優先順位が高い違反処理業務に手が回らないのであれば、その他の事務の効率化・迅速化を図りました。

例えば消防計画の審査をする際、届出書に担当者及び決裁権者が審査しやすいようチェックシートを添付しました。消防法施行規則第3条第1項第1号イからルまでが記載されていればよいという考えです。記載がない場合は副本返

却時に追記させました。

違反処理業務に携わった者の中には救助隊はもちろん、救急救命士もいます。2つの消防署の担当係長、主任にも救助隊長、救助副隊長、救急救命士がいます。現役ではありませんが私もELSTA東京を卒業した救急救命士です。

平成29年度は11月から違反処理を始動し6件の警告を行いました。そのうちの1件は消防署の分署が違反処理しました。その案件も今年度は是正されました。

### おわりに

まず、違反是正について様々なアドバイスをいただきました仙台市消防局予防部予防課指導係、仙台市青葉消防署予防課指導係の皆様にご感謝を申し上げます。

幾度もの法令改正を経た今なお、火災による死者・負傷者が後を絶たず、尊い命が失われています。

消防は何か起きてからではなく、何か起きる前に動くことができ、動けば救える命がそこにあります。

今こそ、助けを求めている者に手を差し伸べる「優しい消防」に加えて、法令違反という強者と「闘う消防」が必要なのです。

日々の通常業務と併せて違反処理を行っているという事実を当本部の叡智の結集として誇りに思い、今後も「二刀流を超えて」法令違反に向き合い、闘いを続けていきます。